

社会福祉法人市島福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人市島福社会の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）及び評議員選任・解任委員会委員の報酬に関する事項を定める。

(役員等の報酬)

第2条 理事長については、月額36,000円の報酬を支給する。

2 役員等については、会議又は公務と認められる出役をした場合に日額8,000円（半日4,000円、交通費及び日当を含む。）を支給する。ただし、理事を兼務する職員には支給しない。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第3条 評議員選任・解任委員会委員については、委員会に出席した場合に日額8,000円（半日4,000円、交通費及び日当を含む。）を支給する。ただし、委員を兼務する職員には支給しない。

(支給日)

第4条 理事長の報酬は、当該月分を翌月7日（支払日が日曜日等休日の場合は、支払日の直近前日に支払うものとする）に支払い、役員等については各年度末での一括支払いを原則とする。評議員選任・解任委員会委員については、その都度支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行し、定時評議員会終結後から適用する。

令和2年9月16日 一部改正、定時評議員会終結後から適用する。

令和4年3月16日 一部改正、定時評議員会終結後から適用する。